

## —補文標識 that の特性—

富 田 博 文

従来の伝統文法、変形文法では、ともに、補文標識 (complementizer) that の省略は随意的 (optional) あるいは文法的操作による自由変異 (free variation) だとされてきた。

例えば、次の(1)をみることにする。

- (1) a. I think that he is dead.  
 b. I think he is dead.  
 c.\* Let me put it that way : I'm against capital punishment.

Jespersen (1928, § 2.3<sub>1</sub>) によれば、歴史的、つまり通時的 (diachronic) には、(1b) の文は (1a) の文の補文標識 that が省略されたと考えるのは正しくないとしている。なぜならば、Jespersen は、元来は、(1a)、(1b) とも、それぞれ、二つの独立節の並立 (parataxis), I think : he is dead から発生しており、それにたいして (1a) の場合の that は後続する he is dead を指し示す指示詞 (demonstrative), すなわち、I think that [指示詞] : he is dead という並立で、that が挿入されていると説明している。指示 (reference) の観点に立つと、(1a) の指示詞 that は後方照応的 (cataphoric) な用法だとみなされているのである。

(1c) は、それにたいして、Morrissey (1981, p.285) からの例ではあるが、指示詞 that は後続する独立節 I'm against capital punishment. を指示する後方照応的な用法ではなく、前方照応的な解釈しかありえないことが指摘されている。

Bolinger (1972, pp.9-10), Hasan (1968, p.59) も、同様に共時的 (synchronic) な立場から、指示詞 that について次のように主張している。

- (2) a. The most tempting hypothesis is that if that was originally a demonstrative, some trace of its original deictic or anaphoric meaning may remain.

(Bolinger, op. cit. pp.9-10)

- b. ...whereas that is always anaphoric, this may be either anaphoric or cataphoric.

(Hasan, op. cit. p.59)

換言すれば、Bolinger, Hasanともに、補文標識 *that* には前方照応的（直示的 (deictic) も含む）な読みしかしないということになる。本稿では、主として Bolinger の立場に立ち、補文標識 *that* の特性を統語的、意味的、語用論的立場から論ずることにする。

補文標識 *that* の省略の容認性に関して、Jespersen (1933, p.351) は *that* の省略を許さない例として、次の四つを挙げている。

- (3) a. 内容節 (content-clause) が文頭に來ている場合。

That time is money has never been realized in the East.

- b. *that* 節が *belief*, *conviction* 等の名詞に後続する場合。

My conviction that he was mad was not accepted by everybody.

- c. 予備の *it* (preparatory *it*) が文頭に來る場合。

It is to be regretted that he should have come just now. (しかし、後続する文が非常に短い場合には、補文標識 *that* は必ずしも必要とされない。It is time he did not say that./ It was good he came.)

- d. 二つの等位節のうちの 2 番目である場合。特に、最初の節が長い場合。

He only wished he dared look at Maggie, and that she would look at him.

上に挙げた (3c) の構文的制約のように、*it...that*- clause の補文標識 *that* の

省略は、一般に見受けられるが、(3a)のような文頭の that の省略には出会わないのが普通であるが、次の(4)のような例が特に「表現の簡潔性」を好むアメリカ英語のくだけた口語表現ではたまにみられることがある。

この表現、例えば(4b)は、I just gotta shave + that's all. の二つの文の混交 (contamination, blending) によって生じたと説明することが妥当であるように思われる。歴史言語学の用語では、「共有構文」(apo koinou construction) と呼ばれるものである。is all の主語は、引用実詞 (quotation substantive) で、目に見えない引用符でくくられていると分析することもできる。また、Follet (1998, p.21) は is all を使った文は、口語体に限って使用すべきだと指摘している。

- (4) a. She wasn't at home was one reason.  
 b. I just gotta shave is all.

さらに、Quirk et al. (1985, p.1050) は統語的要因として、that の省略について「*that*-clause が短くて簡単な (brief and uncomplicated) ときは、よく that が省略されている。」と言っているが、副詞語句 (adverbials) の帰属を明確にするために(5)のように that は省略されず、また(6)のように節や長い句が主節動詞と that 節の間に介在する場合にも、that は省略されないという統語的制約を挙げている。

- (5) a. They told us once again that the situation was serious.  
 b. They told us that once again the situation was serious.

かりに that を省略して They told us once again the situation was serious. とすると、解釈は(5a)か(5b)かで迷うことになるからであり、補文構造の相違をしっかりと把握していないと、この文の真意を理解するのが困難になるからである。

- (6) We decided, in view of his special circumstances, that we would admit him for a probationary period.

このような「構文の紛れ」という言語事実を説明するために、Bresnan

(1974, p.494) は変形文法の立場から次の (7) のような条件を提示している。

- (7) 動名詞補文を除くすべての文補文は、それに隣接する主節動詞から分離される場合、常に補文標識の *that*, *for* を伴っていなければならない。

(7) の背後には、主節動詞から分離された補文は、補分標識 *that* を伴っている方が一つの文法的単位として捉えやすいという、知覚 (*perception*) 上の理由があるのであろう。これは知覚処理方策 (*perceptual strategy*) の形で捉えられる規則性で、Jespersen の挙げている (3) の例は、この規則に収束するものと考えることができるだろう。

このような構文的制約に加えて、語彙的な要因から、後続する *that* の省略を許容しないという個癖を持つ動詞として、Ross (1973, p.137) は *hazard*, *conjecture*, *forsee*, *ascertain* 等を、Brame (1980, pp.257-58) は *wonder*, *demand* 等を挙げている。

- (8) a. I  $\left\{ \begin{array}{l} \text{hazarded} \\ \text{conjectured} \\ \text{forsaw} \\ \text{ascertained} \end{array} \right\}$  that he would be able to clap  
his little hands.

b. I resent that they took it on themselves to call in the vote.

c. We hate that you have to put up with so much.

(8) は、Bolinger (1972, pp.18-22) によれば、補文標識 *that* の省略の可否の容認性は主節動詞の使用頻度 (*frequency*) や堅苦しさ (*formality*) の度合いに関係していると述べている。つまり、頻度の問題を語用論の問題として捉えているのである。使用頻度が低く、堅苦しい語彙ほど *that* は省略しにくくなることになる。

なお、(8c) の *hate that* はイギリス英語では認められていないが、アメリカ英語では認められているようである。ただし、Bolinger (op. cit. p.54) は *hate it that* のほうが、*hate that* よりも普通だと述べている。また、(9) のよ

うに, that が省略されている場合もある。take it, can't help it という表現が語彙化 (lexicalization) が進んでいるために容認可能になっていると考えられる。

- (9) a. I take it you'll want to speak with Irene Keith personally.  
 b. I can't help it he does not like me.

また, 逆に普通は that 節をとる動詞が, さらにこの it を余剰的に伴う場合もある。

- (10) He finally answered it that the man, no doubt because of his terrible experience as a refugee, was afraid of the world.

このような状況は, 次の (11), (12) からも理解できる。

- (11) a. He said he liked it.  
 b. He shouted he was ready.  
 c. He claimed it was no good.  
 d. He declared it was too hard to understand.  
 e. He added it was necessary.
- (12) a.\* He gushed she simply loved it.  
 b.\* He sounded off he was better than anybody.  
 c.\* He sniggered it was easy.  
 d.\* He chortled it was only a joke.  
 e.\* I objected it was already six o'clock and too late to leave.

特に, (11a) の伝達動詞 (message verb) say の場合は, that を全く必要としないが, それ以外の (11 b-e) の主節動詞も使用頻度も高く, 堅苦しきの度合いも低いために容認可能性が高くなっている。それにたいして, (12 a-e) の主節動詞は, 例えば, Longman Dictionary of Contemporary English (1978) によれば, (12a) の gush は 'to speak effusively', (12b) の sound off は 'to express an opinion freely and forcefully, esp. in a complaining manner', (12c)

の snigger は 'to laugh quietly in an unpleasant and rude way', (12d) の chortle は 'to give a laugh of pleasure and satisfaction', (12e) の object は 'to give as an argument against something' とある。このように動詞自体に内在的に様態副詞 (manneradverb) や様態表現が本来備わっていて、日常的に使用するには堅苦しく、頻度が低いために不適格文になっている。また、別の言い方をすれば、例えば (12a-e) の gush などには様態副詞が含まれているために、話し手の「断定」(assertion) したいことが主節にある可能性が強く、that 節の埋め込みの度合が高くなり、that が省略できなくなると説明できる。ただし、(11b) の shout 'to say loudly' は様態副詞を動詞そのものに固有に含んではいるが、日常の使用頻度の高さのために容認され適格文になっている。換言すれば、語彙化は相対的な問題ではあるが、(11a) の shout と (12 a-e) の主節動詞と比較すると、語彙化の進んでいない表面的に複雑な語彙は、定義的には使用頻度が低いということになる。

- (13) a. It occurred that the captain had lost his orders.  
 b. \* It occurred the captain had lost his orders.  
 c. It occurred to me the captain had lost his orders.

occur, happen 等の動詞は、「...偶然に起きる」という意味で既に起こった現実の出来事を導入する場合は that の省略は (13b) のように許容されないが、(13a) のように新しく生起する出来事を「...ふと思ひ浮かぶ」という意味の場合は、that の省略が許されるのである。使用頻度の高低は語彙自身とその語彙が使用される文構造に本来固有に備わっているともいえる。

この事実は、that 節補文の内容が命題 (proposition) を表しうる抽象名詞 fact, idea, news, message 等の同格節の場合に、より一層明らかになる。

- (14) a. We got word (= we heard ) they were coming.  
 b. We got the message they were coming.  
 c. We got the information they were coming.  
 d.? We got the telegram they were coming.  
 e. \* I lost the message they were coming.

すなわち、「動詞＋目的語＋同格の that 節」という構文において、「動詞＋目的語」の使用頻度が高く、かつ、that 節が「動詞＋目的語」の表す動詞の目的語と考えられる場合には、同格節の that を省略することができる。そうではない場合には、that を省略すると容認度が低くなる。

なお、村田 (2005, pp.25-26) にも同様の指摘がある。次の例をみることにする。have an idea は 'have a vague notion or feeling that something is likely' (何かがありそうな感じがする) という意味である。

- (15) He had no idea she was like that.
- (16) Do you have any idea what time it is?
- (17) I have an idea it's going to rain.

(代)名詞を従えると、I have no idea about it. のように about, of, as to が続く。

- (18) I didn't have the slightest idea about the plan.
- (19) I have no idea (as to) how John made the box.
- (20) I have an idea that Shaw wrote it as a kit.
- (21) I have no idea it was there.

(18)の名詞 the plan の前の about は省略できないが、疑問詞で始まる名詞節では as to は用いなくともよく、that 節では about や as to は前置されず接続詞 that を省略した文では、もはや have an idea は他動詞 'know' と働きが同じになっているように思われる。それでは have a notion の場合どうであろうか。

- (22) He has a notion that she originally came from Poland.
- (23) Do you have the slightest notion (of) what this means?

have a notion は have an idea に比べると、やや堅苦しい感じがし、名詞節を従えるには接続詞 that が省略されず、a notion と that 節は同格の関係にあると解せられる。しかし、have an idea の場合は 'know' という他動詞と同じ働きをもっており、have an idea のあとに that を省略した名詞節か疑問詞

節を従えらると、前置詞も用いられなくなったと思われる。idea のあとに前置詞も that 節も用いられない場合、have an idea 全体で 'know' という意味を有する他動詞と解される。Tomlin (1986, pp.73-79)は、「動詞+目的語」の結びつきの固いという原理 Verb-Object Bonding をたてて、全体でまとまった単一の意味を表していると言っている。

しかし、have a very good idea, give me a general idea という語結合では、idea という名詞の独立性が強いため、名詞を従えるときは of、名詞節を従えるときは that が用いられることになる。しかし、(24)のように、主語に同格節が後続する場合も主語と述語動詞の使用頻度と that の省略が関係していると思われる。

- (24) a.? Word they were coming never reached us.  
 b.? The message they were coming never reached us.  
 c.\* The information they were coming never reached us.  
 d.\* The telegram they were coming never reached us.

また、that を省略した節が主節動詞の後にくる場合は曖昧性 (ambiguity) が生じ文法的地位を付与するのが困難になることがある。したがって、I can accept the fact he lost. は、その倒置形である The fact he lost I can accept. よりも文法的には疑わしい文になる (Bolinger (1972, pp.19-20))。

- (25) a. The evidence they had it was overwhelming.  
 b.\* The prosecution revealed the evidence they had it.

なぜなら、that を省略すると目的語にくる節は、名詞節よりも形容詞節に解釈する傾向が強いためである。

次の(26)も、Bolinger (op.cit.p.20) からの例文である。

- (26) a. They come to the conclusion (= concluded) they had to act.  
 b.\* They stressed the conclusion they had to act.  
 c. They made a rule (= ruled) we had to be in by six.  
 d.\* They enforced the rule we had to be in by six.



まず、同格節の外置 (extraposition) の例を参考のために挙げることにする。

- (27) a. John made the claim the rain caused the accident.  
 b. The claim that the rain caused the accident was made by John  
 c.\* The claim was ridiculed by John that the rain caused the accident  
 d.\* The rumor is now being circulated that john is a spy.

一般に文頭に位置する語句およびその従属節がその文の主題(theme)であり、述語動詞に比べて前提となる事柄が述べられ、背景となる情報(=旧情報) background information) を担うが、文尾に位置する語句および節は主題に対して題材(reheme)であり、その文でいたいこと、断定したいこと、つまり前景となる情報(=新情報) foreground information) を担う要素が占めるのが英語の文の普遍的な特質である。このことを考慮に入れると、(27a)、(27d) の 'claim' は「される」(be made)もの、'rumor' は「ひろまる」(be circulated)ものという語結合で、とりたてて be made (circulated) のような動詞自体に断定が含意されず、次に続く that 節に導かれる同格節内に断定したいことが含まれている。一方 (27c) の「嘲笑される」(be ridiculed) のような述部動詞の主張するものは新たな命題内容を取りあげるのではなく、既に述べた命題に対してコメントを下しているのである。つまり、すでに存在している「主張」について「嘲笑される」のであってこの動詞自体に「断定」の因子が内在しているものとみなすことができる。同格節の内容が新情報の場合は、外置が可能であるが、that 節の内容が旧情報の場合は外置ができないことになる。

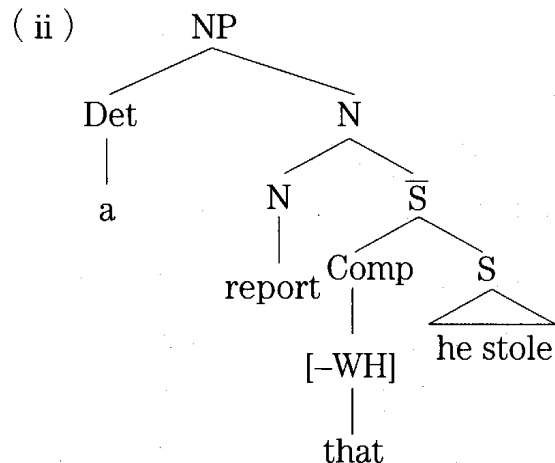
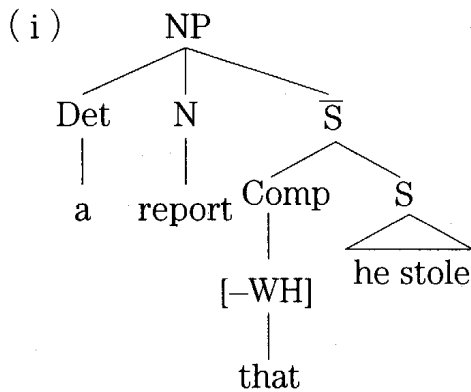
したがって、外置が許される場合は、頭部過大 (top-heavy) を避け、文末に際立ちのある (salient) 重い要素を移動させる文末重点 (end-weight) という働きが作用していると考えられる。この場合は前出 (7) の知覚処理方策の規則で、that が省略できなくなる。しかし、新情報を表す名詞節が目的語の位置、つまり、文末を占め、(27a) のように make a claim... = claim... (と主張する) という頻度の高い語結合の場合は that の省略が許される。

また、次の (28) は曖昧で二様に解せる。

(28) A report that he stole was ultimately sent to the police.

(i) 「彼が窃盗を働いたという報告が、結局警察に通達された」、(ii) 「彼が盗んだ報告書は、結局、警察に送られた」である。(i) は同格を表す名詞節の読みで that は接続詞、(ii) は関係代名詞 that に導かれる形容詞と解した読みである。(28) の文中の sent の代わりに made とすると、make a report... (と報告する) の語結合が可能となり (i) の解釈のみとなる (Quirk et al. (1985, p.1262))。しかし、同格節に伴う名詞句が不定名詞句の場合は、名詞節が好む分頭の位置でも形容詞節と解釈されがちである。この事実は樹形図 (tree diagram) で示せば一目瞭然である。

(28)'



同じように、(26a) の come to the conclusion では、「結論」 'conclusion' は「...に達する」もの、(26c) の make a rule では、「裁決」 'rule' は「行う」もので、日常的に頻度の高い語結合 (collocation) といえる。語結合自体には断定は含まれず、同格節の中に断定したいこと、つまり、新情報が含まれ that の省略が許容されるのにたいして、(26b) の stress the conclusion, (26d) の enforce the rule の語結合は、(26a), (26c) とは異なって、頻度も低く、既に存在する「結論」について「力説する」 'stress' とか、「裁決」を「施行する」 'enforce' のであって、既に述べられた既知情報についてコメントを下していると考えられ that の省略が許されなくなる。

換言すれば、(26b), (26d) のようにすでに存在しているものに言及するこ

とは、that 節の that が前方照応的であることであり、(26a)、(26c) のように、そうでない場合は that 節の that は前方照応的ではないことになる。

that の前方照応性について、Bolinger (1977, p.11) は語用論的立場に立って、次の(29)の例を挙げている。

- (29) a. The forecast says that it is going to rain.  
 b. The forecast says it is going to rain.

that は指示詞に由来し、すでに言及したものを指し示す前方照応の機能を持っているので旧情報を伝えるのに用いられ、それにたいして that の省略された形は新情報を伝えるのに用いられる。(29a) は What's the weather tomorrow? と聞かれた場合は that のある形が用いられるのが適切であるが、いきなり天気の話を持ち出す場合は (29b) のみが適切である。that の省略の有無について、(30) の場合にも同様なことがいえる。

- (30) a. I thought you might need some help.  
 b. I thought that you might need some help.

偶然に道路の端でパンクの修理に悪戦苦闘をしている人を見て同情し、(30a) のように、文脈 (context) には関係なく唐突に (out of the blue) に話しの口火を切る場合には、(30b) のように that のある形ではなく、that の省略された (30a) の形が用いられるのが適切である。

それにたいして、(30b) のように that が省略されない形の場合は、まるで余計なお世話といわんばかりに、既に持ち出された What are you staring at? という質問にたいして、聞き手がそれを受けて応答する際に用いられる。換言すれば、先行文脈により that 節の that が前方照応的あるいは外界照応的な場合は that の省略は許されないが、前方照応的ではない that 節の that は省略が許されるということになる。

次に、(31) のような it that S の構文を保持した例をみることにする。

- (31) a. I hate it that she dresses so conservatively.  
 b. I resent (it) that she dresses so conservatively.

前出の (8b-c) のように、既に話し手の心の中に存在するものに限られる感情的叙実動詞 (emotional factive verb), 例えば, love, hate, admire, welcome 等は単独では時制節 (=定形節) をとれないが, (31a) のように it を立てることによって (31b) のような叙実動詞, resent, regret などと同様に時制節をとることができるようになる。こういった動詞の that 節は, 心の中にすでに現前している事柄にのみ用いられる hate it that の it は照応詞 (anaphor) の機能を残している。

Bolinger (1977, p.68) による, 通常, 補文をとれない「比喩的叙実動詞」 (metaphorically factive verb) も it を伴って (32)-(36) のように補文をとれることがあり, これは it が前方照応的な機能 (anaphoric function) をもつことによるとしている。通例, 典型的な叙実動詞は具現動詞 (concrete verb) であるが, 比喩的には, それが概念を表す補文にも当てはまる。また, 「補文」の内容が既知のものである場合には, 非叙実動詞でも (35), (36) の it that S をとることができる。

- (32) a. He can't swallow it that you dislike him.  
b.\* He can't swallow that you dislike him.
- (33) a. She hid it that she was involved.  
b.\* She hid that she was involved.
- (34) a. He let it out of the bag that I was the one they were looking for.  
b.\* He let out of the bag that I was the one they were looking for.
- (35) a. Not for a moment did I believe it that the election hurt them.  
b.? I believed it that the election hurt them.
- (36) a. I can understand it that the election hurt them.  
b.\* I understand that the election hurt them.

変形文法のように, it that S の構文を含む文は共通の深層構造を仮定し, 変形操作によって大部分の動詞では it が表層構造から消去され, 一部の動詞ではそれが残置されると説明されるだろう。しかし例文 (32)-(36) の事実を考

え合わせると、自動的に形式的な文法規則で派生されるのではなく、統語的、意味的、語用論的な要因を検討することが必要だと考えられる。

(32)-(34)の比喩的叙実動詞の比喩的とは、抽象的な概念的意味を別の明確な形をもった具体的な概念を通して理解し経験することである。〈臓腑〉を「たとえ」に用いて、「理解する」ことを「腑に落ちる」のように内臓感覚が納得して受容することであり、そのような理解を経てはじめて「身につく」ものである。例えば、(32)の例の swallow という動詞は、「〈食物・飲物〉を飲みこむ」という具体的動詞から、比喩的拡張によって「〈話を〉のみ込む」という意味で用いられている。このような具体性の高い動詞は、典型的には動作の対象となる具体的な目的語を必要とするために、that を用いて補文を一步具体化 (concretization) し、さらに具体性の高い目的語を必要とする場合には it that の形をとると述べている (Bolinger (1972, pp.54-5))。

また、例文(35), (36)にみる容認可能性の度合いとは、前方照応代名詞であることと関係している。(35b)が容認不可能であるとする、その理由は、it が前方照応的指示詞 (anaphoric reference) に向かない状況で前方照応的に用いられているからである。しかし、(35a)は肯定では具合が悪いが、否定では容認可能となる。なぜならば、it が前方照応的であるためには、すでに話題として持ち出された事実を引き合いに出しているものでなければならないからである。否定にするとすでに主張済みの事柄の否定になるために容認可能となると考えられる。また、(36a)のように助動詞 can understand を用いると、紛れもなく、既出の話題についてのコメントになっているために容認可能となっている。

次の(37)のように肯定だからといって容認不可能なわけではない。やはり、既に持ち出された話題 (prior topic) に対して強調 (emphasis) しているために適格文になっていると考えられる。

(37) I positively do believe it that the election hurt them.

さらに、it が許容されるか、されないかは、動詞のテンスも重要な因子である。

- (38) a. \*I don't expect it that he will be there.  
 b. I never expected it that he would be there.
- (39) a. \*I suggest it that they wait.  
 b. I suggested it that they should wait.

(38b) はテンスが過去時制であるために、すでに起こった事柄が話題として取り上げられている傾向が強いので容認されることになる。だからといって、未来時制があれば *it* が排除されるということではない。未来時制の場合でも、(40) のように話題がすでに提示されていれば、*it* が許容される。(39b) のように、*it* が用いられる場合には、事柄がすでに提起済であるかあるいはすでに、確定済みかのいずれかである。

(40) A: Clerk, the last set we bought developed a short circuit after we'd only used it a couple of weeks, and I hate to bring stuff in for repair all the time.

B: We guarantee (it) that you will not have any trouble.

次の(41)は言語習得の過程からみて他動詞 *think*, *expect* などのあとに続く補文構造は *to* 不定詞の構造より *that* 節を従えるほうが習得が容易であることがうかがえる。いずれにしても *want* の後の *that* 節は幼児語の誤用、あるいは大人の無教育な人達、あるいは方言にみられる用法であり、通例、標準英語では許容されない用法である。しかし、この用法は、一般的には慣用的ではないとされるが、Chomsky (1981, p.19) は慣用的ではないが、(41) のように完全に文法的であるとしている。

(41) The students want that Bill visit Paris. [visitは仮定法現在]

*want* はこのように一般的には *that* 補文を従えないが、唯一の例外は *want* のあとに *only* (*merely*, *solely*, *just*) がくる場合である。

- (42) a. \*I want that you be happy.  
 b. I want only that you be happy.

このことは would like にも当てはまる。

(43) I would like only that they should be more more open-minded.

この only は All I want is that you be happy との混交のかけ橋的役割を果たしているようである。

なお次の構文も稀ではあるが許容される。

(44) I never wanted it that they should be treated like that.

(44)は動詞句が否定辞によって修飾されているので、that 節の補文の内容は既出の情報を表す客観的事実となり容認性が高くなっている。この事情は、動詞句が否定辞や副詞によって修飾されると、話し手の断定が主節にある可能性が強く、that が省略できなくなり、that 節は客観的事実となり容認度が高くなるという説とも一致している。

さらに、感情を叙実述語がなにか新しい事柄を切り出すときに、前方照応の機能をもつ it は用いられない。

(45) a. Joe, I'm glad you're here.

b.\* Joe, I'm glad of it that you're here.

ところが、一方、補文がすでに導入済みの事柄について述べているのであれば、it が用いられる。

(46) a.\* I resent that she did that.

b. I resent it that she did it.

態度 (attitude) を示す叙実動詞と感情 (feeling) を示す叙実動詞は it を用いるか用いないかで区別できる。be glad, be sorry のような態度を示す動詞は、resent のような情緒的反応 (emotional reaction) しか示さない動詞に比べて叙実性はそれほど強くない。

これまでみてきたように、that の根本的用法として、前方照応的、直示的な用法があり、この用法の that を指示詞とみるなら、問題となっている節が、前後の関係のない事実を叙実しているのではなく、that がさかのぼって指示

しうるような既出事項を叙述しているようなときには、that を用いるのが適切であるということがわかる。それに対して、以前に存在していなかった事柄を新しく導入する場合は、that を用いないのが適切だといえる。もちろん、語用論上既知情報もあれば、はっきり明示されない情報もあるが、提示された情報が既出事項の場合、that の省略は許容されないが、聞き手に「情報豊かな」新しい命題を提示する場合は that の省略が許容される。

また、Fillmore (1968, pp.3-4) は、Whorf (1965, pp.69ff) が興味を抱いていた暗示的範疇 (covert category), つまり、かくれた文法的差異 ('covert' grammatical distinction) の例として次の (47) を取り上げている。

- (47) a. John ruined the table.  
b. John built the table.

表面上は (47) の the table は、統語的には動詞+目的語の関係の目的語にすぎないが、意味的には、それぞれ異なった機能を果たしていることがわかる。例えば、(47a) の目的語 the table は被動目的語 (affectum object) と呼ばれるものであり、行為に先立って存在しているものであるのにたいして、(47b) の目的語 the table は達成目的語 (effectum object) と呼ばれるものであり、行為の結果としてはじめて存在に至るものだと指摘している。この区別は、一見すると、これまで内省的証拠 (introspective evidence) にのみ依存する純粹に意味的なものだと考えられてきたが、統語的証拠も挙げるができる。

例えば、(48) の do to を伴う疑問文は John の行為の結果初めて存在に至る (47b) の達成目的語の場合は that の省略は許容されないが、John の行為に先立って存在している (47a) の被動目的語の場合は that の省略が許容される。

- (48) What did John do to the table ?

さらに、(49) のように擬似分裂文 (pseudo-cleft sentence) は (45a) の言い替えとなるが、(48) は (47b) の言い替えとはならない。

- (49) What John did to the table was ruin it.



(50) \* What John did to the table was build it.

John の行為に先立って存在する table に対して 'ruin' という行為はできるが、John の行為に先立って存在しない table に対して 'build' という行為は行えないからである。

前出の (26) を別の観点、つまり Fillmore の立場からみると、(26a) の come to the conclusion, (26c) の make a rule などは使用頻度の高い語結合ではあるが、いずれの場合も「結論」、「裁決」によって指示されるものは行為に先立って存在しているものではなく、ある行為が行なわれた結果、新たに新しい結論に致達したり、新たに裁決することになる。したがって、Fillmore の用語を借用するなら (26a) の come to, (26c) の make は達成動詞ということになる。

そして、この場合は補文標識の that は用いる必要がないということになる。それにたいして一方、(26b) の stress the conclusion, (26b) の enforce the rule の場合は、「結論」や「裁決」の指し示めしているものは、行為そのものとは関係なく、行為に先立ってあらかじめ存在しているものである。したがって、この場合の stress, enforce は、Fillmore の用語を借りれば、被動目的語をとる動詞ということになる。そして、この場合は補文標識の that は必要となり省略することができなくなる。この考えに従えば、(8b), (8c) の resent, hate 等の動詞は既に存在に至り、話題にのぼっている事柄に対して情緒的な反応を示しているために、that が必要とされ省略されてはならないということになる。また、前出の (11) のような伝達動詞の場合は、それ自体は必要ではなく、伝達された内容の方が大切であることは言うまでもないことである。主文が発話されてはじめてその事柄が談話 (discourse) の中に存在に至ると言うことから、主文全体が達成目的語と同じ機能を果たすと考えることで説明できるかもしれない。

したがって、Bolinger (1972, P.44) の (51) の例のように that の省略が可能となる。

- (51) John  $\left\{ \begin{array}{l} \text{said} \\ \text{claimed} \\ \text{thought} \end{array} \right\}$  Mary liked it.

例えば、(52) の場合にも同様なことが観察される。

- (52) a. It's funny a priest never speaks to me.  
 b. \*It is unfortunate the weather was so wet.  
 c. \*It is strange he came so late.

述語形容詞 funny と unfortunate, strange との間にどのような差があるのだろうか。感情的述語 (emotive predicate) を表す unfortunate, strange は補文の内容が真であることを前提とした上で、それに対して‘不運だ’とか‘不思議だ’とかいう話者心的態度の判断を述べている。したがって、補文標識 that は省略できないということになる。(52a) の funny は以前に存在していなかった事柄を心の中に現前させている形容詞なので、that は必要ではなくなっているのである。

なお、that の省略には似てはいるが、その代わりにコンマが使用されている (53) をみることにする。

- (53) a. The truth is, I do not much enjoy anything nowadays which I cannot enjoy alone.  
 b. The fact is, the business is very simple indeed.

それぞれの文について内容上どれが主節であるかといえ、当然後半の部分になるだろう。すなわち、本来主節である The truth is (= In truth), The fact is (= In fact) は括弧内に示されたような副詞句のように解釈されて、従属節とみなされるのである。統語上は主節の述語動詞はあるが、文全体の内容からみて副次的な役割しか果たしていない場合には、that の省略が起こると考えることができる。

つまり、The fact is that S の The fact is は形式的には主節の役割を演じ、that 以下が従属節であるが、The fact is, S ではもはや S が主節であり、The

fact is は S 全体を修飾する離接詞 (disjunct) に役割を変えている。英語には The fact is that S > The fact is S > The fact is, S > Fact is that S > Fact is S という linearity (線状性) という性質があり, 五つの漸次的階層体をなした変異体 (variants) を生み, その機能も名詞的性質から副詞的性質に変化している興味ある現象だと思われる。

### References

- Bolinger, D. (1972) *That's that*. The Hague: Mouton.
- \_\_\_\_\_. D. (1977) *Meaning and Form*. London: Longman.
- Brame, M. K. (1980) "Hope." *Linguistic analysis* 6, pp.247-59. New York: Elsevier.
- Bresnan, J. W. (1974) "Nonarguments for Raising" *English Inquiry* 7: 3, pp.485-501. Cambridge, Mass. : MIT Press.
- Chomsky, N. (1981) *Lectures on Government and Binding* Dordrecht : Floris.
- Fillmore, C. J. (1968) "The case for case," in E. Bach and R. T. Harms (eds.), *Universals in Linguistic Theory*. pp.1-18. New York: Holt, Rinehart and Winston.
- Follet, W. (1998) *Modern American Usage*. New York: Hill and Wang.
- Hasan, R. (1968) "Grammatical cohesion in spoken and written English: Part one," *Programme in Linguistics and English teaching* 7. London. and Harlow: Communication Research Centre.
- Jespersen, O. (1928) *A Modern English Grammar*, Vol.2., London: George Allen and Unwin.
- \_\_\_\_\_. (1933) *Essentials of English Grammar*. London: George Allen and Unwin
- Longman Dictionary of Contemporary English* (1978) London: Longman.
- Morrissey, M. D. (1981) "The Learners' errors and linguistic description," *Lingua* 54, pp.277-94. Amsterdam: North-Holland.
- 村田勇三郎 (2005) 『現代英語の語彙的・構文的現象』 研究社.
- Quirk, R., S. Rosenbaum, G. Leech, and J. Svartvik. (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London: Longman.
- Ross, J. R. (1973) "Slifting." in M. Gross, M. Halle and M-P. Schutzenberger (eds.) *The formal analysis of natural languages*. The Hague: Mouton.
- Tomlin, R. S. (1986) *Basic Word Order: Functional Principles* London: Croom Helm.
- Whorf, B. L. (1965) "A Linguistic consideration of thinking in primitive communities". *Language, thought and reality*. Cambridge, Mass.
- 安井泉 (1981) 「補分化子thatの出没」『現代の英語学』(安井稔博士還暦記念論文集編集委員会) 開拓社.